

2012. 10. 29

国際サプライチェーン協定（International Supply Chain Agreement (ISCA)）コンセプトペーパー
イシューベースのプルリアプローチによるグローバルサプライチェーン改善¹

中富道隆
RIETI

1 必要性と背景

ビジネス活動のグローバル化への対応の必要性

WTO ドーハラウンドの進展の「遅さ」と交渉範囲の「狭さ」

自由貿易協定（RTA）の台頭と、その結果としての原産地規則と通商ルール・規律の「スパゲティーボウル」

- ・ 大国の絡んだ RTA 間のルールの分断（fragmentation）は最も深刻な問題を生む。
- ・ 巨大 RTA は、国際貿易の自由化とルール作りにとって不可欠であるが、グローバルな解を提供するものではない。

2 改革に向けての手段

1) 対応する分野における WTO 交渉

鉱工業品市場アクセス（NAMA）、サービス、貿易円滑化、ITA の品目拡大等
しかしながら、その進展には多くを期待できない。

2) 巨大 RTA

TPP、米 EUFTA、日 EUFTA などの巨大（地域間）RTA は、統一的なグローバルルールに向けての調和作業を伴う場合に限り、グローバルなサプライチェーンの展開と効率的な運営を円滑化するものである。

国際サプライチェーン協定（International Supply Chain Agreement (ISCA)）は、複数の原産地規則と通商ルールによる「スパゲティーボウル」現象を解消するメンバー国間の調整メカニズムとなりうる。

¹ 本コンセプトペーパーの原版（英語）は、2012 年 11 月にジュネーブで開かれた、ICTSD と IADB（米州開発銀行）のグローバルバリューチェーンと RTA に関する E-15 専門家グループ会合に提出されたものである。

3) ISCA

特定の優先分野におけるグローバルサプライチェーン改善の方法として、1997年合意のITA（情報通信合意）、基本電気通信サービス協定、金融サービス協定や2011年合意の偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の成功例に倣い、プルリ（複数国間）の交渉を開始する可能性を検討すべきである。

3 ISCA の基礎となる基本原則

1) 複数の分野をカバーするプルリ合意

2) WTO 協定に整合し、それを補完するものであり、将来のマルチルールの基礎を作るものであること

a) 現存の WTO 協定の補完

（参考 ACTA は TRIPS 協定プラス）

例 TBT 協定

b) WTO 協定が存在しない分野でのルール・規律新設

例 競争、投資、電子商取引、特惠原産地規則

3) ISCA 交渉はドーハラウンドを遅らせ、また支障となってはならない。

ISCA の交渉分野はドーハラウンドと重なるべきではない。

例 貿易円滑化は、ラウンドでの進展が明らかに望めないのなければ、ドーハラウンドで追求されるべきである。

4) 有志国による推進と参加（クリティカルマス）

米国、EU、日本、他の先進国、有志途上国

5) WTO 外の協定

6) 最恵国待遇（MFN）が基礎

協定による利益は、将来の WTO ルールの基礎としてその分野の事実上の国際標準となることを目指し、原則として非参加国に対しても均てんされるべきである。

ただ乗り（フリーライディング）論は従来強調されすぎてきた。

最恵国待遇の例外については、更に議論すればよい。

なお、関連する WTO ルールが存在する場合には、通常 WTO 協定で最恵国待

遇が義務付けられている。

- 7) 通商ルールの分断とスパゲティーボウル現象を避けること
交渉の過程で、参加国は巨大 RTA がもたらす通商ルールの分断を解決することを目指すべきである。
 - 8) 交渉のタイムフレームと目標
最大限 3 年内の交渉終了
ビジネス界は迅速性を求めている。
また、迅速性は、巨大 RTA のもたらす咀嚼不可能なスパゲティーボウルの現出を防ぐために必要不可欠でもある。
参加国は、野心の水準を注意深く調整する必要がある。
現存するビジネス慣行とルールの調和が、交渉の一次的な目標とされるべきである。
大国は、ヘゲモニー争いに陥ってはならない。
 - 9) 紛争解決手続
交渉の遅延を避けより多くの国の参加を可能とするために、紛争解決手続は、厳格すぎないことが必要である。
ACTA 参照。
 - 10) ビジネス界との十分な協議
ITA と同様に、ビジネス界の完全な関与がニーズの把握と交渉の成功に不可欠である。
 - 11) 透明性
ISCA が将来の多国間ルールの基礎となることを可能とするため、交渉の透明性が非参加国とビジネス界にとり必要である。
- #### 4 ISCA でカバーされるべき分野
- 1) 交渉アジェンダをビジネス界との密接な連携で定めること
交渉分野を選択するに当たっては、ビジネス界の見解と意見を尊重し考慮しなければならない。
 - 2) 定められた短期の交渉期間に交渉が終了するよう交渉アジェンダを絞ること

ほとんど全ての WTO 協定は何らかの形でグローバルサプライチェーンに関連している。野心のレベル、参加国の範囲、交渉スピードは相互に関連している（ACTA 交渉で使用した表参照。別添）。交渉アジェンダを過重にすることは、初めから交渉を停滞させ潰すに等しい。

3) 検討すべき分野

以下は、議論を活性化させるために ISCA 交渉のアジェンダに入れることを検討すべき、または検討することが可能な分野とイシューの例である。他の分野とイシューも検討可能である。

3.1) WTO 協定で既にカバーされている分野

a) 貿易に関する技術的障害（TBT）と衛生植物検疫（SPS）関連措置

TBT 関連措置は明らかにビジネス界の関心分野である。

多くの「国内」（behind the border）措置や非関税措置は TBT 関連措置に関係がある。

ISCA は、更なる明確性、透明性、good practices 等を導入することにより、TBT 協定を補完し越境ビジネス活動を円滑化することができる。

同様に、ISCA は、SPS 協定の特定要素を補完することができる。

b) 貿易円滑化

貿易円滑化は、ドーハラウンド（DDA）で貿易円滑化交渉が進展しない場合に限り、ISCA の交渉アジェンダに付け加えられるべきである。

c) 輸出規制

WTO ルールは輸出規制に規律を課するが、それらは輸入規制の規律よりもずっと弱いものである。

グローバルサプライチェーンの展開と効率的な運用を円滑化するため、輸入規制と同様に明確な形で輸出規制を規律するルールを設けるべく議論が行われるべきである。

3.2) WTO 協定でカバーされていない分野

a) 投資

貿易と投資は、カンクーン閣僚会議でドーハラウンド（DDA）から落とされた。

投資保護だけでなく、投資自由化が必要であることが益々明確になりつつ

ある。

一国が単独で他の国の政府にその投資レジームの問題を解決するよう説得することは不可能である。

投資ルールについて、共通の立場を固めることが不可欠である。

投資ルールは、先進国のみならず、対内直接投資（FDI）や海外への投資機会（先進国から途上国、途上国から途上国、途上国から先進国への投資）を必要とする途上国を裨益する。

b) 競争

貿易と競争もカンクーン閣僚会議で DDA から落とされた。

競争ルールは、例えば、国営企業（SOE）や寡占的供給者による反競争的慣行を規律し、また差別的な輸出管理に対処するのに有益である。

国営企業については、まず国営企業の定義とそれが服すべき規律について真剣な議論が行われるべきである。

c) 電子商取引

電子商取引における最恵国待遇（MFN）、内国民待遇（NT）、マーケットアクセス（MA）、知的財産の保護（IPR）は、明らかに、有志国の協力が国際ビジネスにとり意味のある結果を生むことが出来る分野である。

d) 特惠原産地規則

非特惠原産地規則の調和作業はドーハラウンド（DDA）でカバーされているが、その多面的な性格（統計、trade defense、quota management 等）から進展が見られない。

特惠原産地規則は、ドーハラウンド（DDA）でカバーされていない。

特惠原産地のスパゲティーボウル現象を解消する最初のステップとして、ISCA の枠組みの中でビジネスの負担を軽減するため、協力が行われるべきである。

3.3) その他

a) キャパシティービルディングと技術支援

より広い参加を実現するため、キャパシティービルディングと技術支援に向けた協力が不可欠である。

b) グローバルサプライチェーンの分析に関する協力

ジェトロ・アジア経済研究所と WTO とのグローバルバリューチェーン研究

のケースのように、参加国はバリューチェーンと task の貿易についての共通の認識を深めるため協力しなければならない。

Basic Parameters for ACTA

- 'Ambition Level', 'Number of participants' and 'Schedule for Conclusion' should be considered as essential parameters to achieve ACTA.

Members should maximize:

$$F = \alpha X \times \beta Y \times \gamma Z$$

